

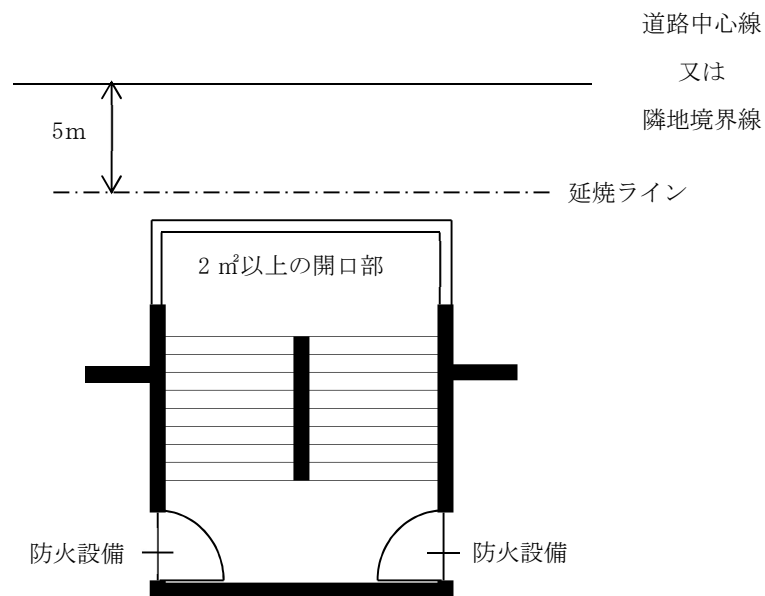
単体規定	外壁の開口部の防火戸
	法第 27 条、法第 61 条、令第 110 条第 1 項第一号

### 耐火建築物とすることを要しない 3 階建て共同住宅等の階段

準防火地域内における耐火建築物とすることを要しない 3 階建て共同住宅等の計画において、以下の基準に適合している階段は直接外気に開放されているものとする。

階段の各階の中間部分に設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、

- ① 開口面積が  $2\text{m}^2$  以上である
- ② 開口部の上端が、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に  $500\text{cm}^2$  以上の直接外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合はこの限りではない。



※この条件は開口部の基準であるため、周長 2 分の 1 以上の開放性をもつ屋外階段を除き、法第 61 条（延焼ラインにかかる外壁の開口部への防火設備の設置）を考慮する必要がある。

技術的助言等	平 5 建設省住指発第 225 号
参考資料等	準耐火建築物の防火設計指針 P19、20